平成２１年（フ）第１５７４号
名古屋市港区港陽１丁目３番20号　千年住宅１棟503号
債務者　谷口　結依
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２５号
愛知県豊明市二村台３丁目５番地　豊明団地38棟505号
債務者　山崎めぐみ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１号
広島県福山市千代田町１丁目４番28号　石井アパート、前住所広島県福山市千代田町１丁目２番27号　石井厩舎内
債務者　井上大五郎
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月７日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第５５５号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番地の432　新栄自動車㈱209号
破産者　嘉村　淳也
1　主文　当裁判所が平成21年５月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県日進市赤池５丁目210番地ドミトリー赤池」とあるのを「名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番地の432　新栄自動車㈱209号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１７号
鹿児島県薩摩川内市大王町９番６号
破産者　株式会社春園開発
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成１７年（フ）第１２３号
最後の住所佐賀県伊万里市松浦町山形5689番地１
破産者　亡小川清相続財産
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第８０号
宮城県栗原市築館字萩沢58番地
破産者　有限会社狩野物流サービス
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第１７９号
群馬県桐生市菱町３丁目1334番地
破産者　稲村　惠子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成１９年（フ）第７０５１号
大阪市中央区島町２丁目２番19号
破産者　株式会社キャシア
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３０６４号
大阪市住吉区苅田２丁目２番11―411号
破産者　有限会社岡村設備
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４９５９号
大阪市天王寺区国分町16番４号
破産者　新日本ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７４０９号
大阪府吹田市垂水町３丁目15番14―104号
破産者　有限会社スギタニ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３１２号
兵庫県宝塚市光明町６番17号
破産者　株式会社キムラ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４５８号
香川県高松市香西本町１番地40
破産者　多田総業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第４５９号
香川県高松市香西本町１番地40
破産者　新栄倉庫運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１０８号
福島県会津若松市東山町石山字院内244番地の４
破産者　ハニュウホールド有限会社
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第５４４号
東京都国分寺市南町３丁目26番27号
破産者　生越　純一
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９号
東京都文京区本郷２丁目25番15号
破産者　有限会社東京ホンゴー衣料
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７３５号
神奈川県平塚市幸町20番23―203号　エコーハイツ
破産者　櫻谷　勝雄
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部